

平成 27 年度 渡嘉敷村観光誘客誘致促進及び PR 事業

「フェリーとかしき船体広告」企画コンペティション募集要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、渡嘉敷村（以下「村」という）が実施する渡嘉敷村観光誘客誘致促進及び PR 事業「フェリーとかしき船体広告」企画コンペティション（以下「企画コンペ」という）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 フェリーとかしきを広告媒体とし、渡嘉敷島の魅力を発信することで、島の知名度や関心を更に向上させ、観光客の島への誘客と観光経済効果の向上を図ることを目的とする。

(企画内容)

第 3 条 募集する企画の内容は、別紙「委託業務仕様書」のとおりとする。

(見積り)

第 4 条 提案総額の上限は、1,200,000 円（消費税込み）とする。ただし、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

(委託期間)

第 5 条 委託期間は契約締結の日から平成 28 年 3 月 18 日（金）までとする。

(参加資格)

第 6 条 企画コンペの参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 団体役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者。
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」と略記）

- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体。
- (4) 沖縄県内に本社又は支店、営業所等を有すること。
- (5) 過去に官公庁及び関係団体から受託した誘客事業の実績（沖縄県内または他都道府県）を有すること。
- (6) 本事業を運営するにあたっては、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 本業務に企画提案するにあたっては次の事項に留意すること。
 - ①複数の企業等でコンソーシアムを構成し、応募する場合は、幹事企業を選定すること。
 - ②1社（もしくは、コンソーシアム）につき1提案の応募とすること。
 - ③1社が複数のコンソーシアムを通じて2以上の提案をすることはできない。

(提出書類)

第7条 企画コンペに参加する企業又は団体は、所定の様式により提出期限までに村へ、原本を郵送もしくは持ち込みにて提出しなければならない。FAX、電子メール等での提出は受け付けない。

(提出書類／スケジュール)

第8条 企画コンペに関する業務日程は、次のとおりとする。

(1) 応募説明会

- ① 説明会参加申込書提出期限／平成27年11月6日（金）12:00(必着)まで
- ② 提出方法／所定の申込書(様式6)に必要事項を記入の上、FAX または E-mailにて提出
FAX : 098-987-2783
E-mail : kankou@vill.tokashiki.okinawa.jp
- ③ 説明会日時／平成27年11月13日（金）13:00～14:00
- ④ 説明会会場／渡嘉敷港 フェリー岸壁（渡嘉敷村内）

(2) 企画コンペ参加申込書（様式1）の提出

- ① 提出期日／平成27年11月20日（金）12:00（必着）まで
- ② 企画提出者は、所定の資料に必要事項を記載後、原本を郵送（又は持参）すること。

提出先／901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183

渡嘉敷村商工観光課 担当：座間味 宛

- ③ 提出期日（時間）までに提出の無い者の提案は受け付けない。

(3) 質問書（様式2）の提出

- ① 締切／平成27年12月4日（金）12:00 まで

- ② 所定の様式（様式2）に質問事項を記入後、E-mail 添付にて 村担当者へ質問すること。
- ③ 回答はメールにて行うものとし、企画参加者の全担当へ同報する。

(4) 企画書の提出

- ① 提出期日／平成 27 年 12 月 11 日（金）12：00（必着）まで
- ② 提出先／上記第 8 条（2）の②と同じ
- ③ 提出書類／提出する全ての書類は 2 穴パンチをあけ、カバー等は付けないこと。

・企画提出書（様式 3）

※共同体として提案する場合、様式3の項目3，4については参加事業者の全社提出すること

・評点概要書（様式 4）

※企画提案書に基づき、それぞれの項目に記入例を参考に簡潔に記載すること。

・データ提出

※下記メールアドレス宛てにデータでの提出も行う。（企画提出の際に電子媒体での提出可）

提出先アドレス：kankou@vill.tokashiki.okinawa.jp

提出期限：平成 27 年 12 月 11 日（金）12：00（必着）まで

・辞退申請書（様式 5）（必要に応じて提出）

※企画参加申請書（様式 1）を提出後、諸般の事情により企画書の提出を辞退する場合は、企画書提出期限日までに辞退申請書を提出すること

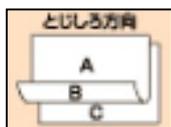
・企画書提出部数

※11 部（社名表記／社印押印×1 部(原本)、複写 10 部)

※提出する企画書については、A4 横置き・横書き・長編綴じ、図書類はA3 横・短辺綴じとし、所定の形式以外の企画書については、受け付けない

※表紙、目次を省く両面印刷 10 枚程度（見積りは別冊添付）

※綴じ方例



・見積書提出部数

※11 部（社名表記／社印押印×1 部(原本)、複写 10 部)

※各項目別の一式表記と内訳明細書

④企画提案書留意事項

※当該事業の実施方針及び具体的な提案

※当該事業の実施体制

※実施スケジュール

(5) 審査実施予定日 : 平成 27 年 12 月 15 日 (火)

(6) 審査結果通知予定日 : 平成 27 年 12 月 18 日 (金) (書面郵送による通知)

(再委託について)

第 9 条 本事業を実施するにあたっては、村の承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託 (以下「再委託」という。) してはならない。この場合の再委託者の資格については、本要綱、第 6 条参加資格の規定を準用するものとする。

(審査)

第 10 条 審査は次のとおり行う。

- (1) 審査は、庁議による書面審査にて行い、委託業者を選出する。
- (2) 審査結果については、審査終了後速やかに全応募者に通知するものとする。

(審査基準)

第 11 条 審査に当たっては、次に掲げる事項について総合的に勘案し評価を行う。

- (1) 島の魅力 (島の豊かな自然景観) をイメージさせ、知名度向上と誘客に効果的なデザインか。
- (2) 太陽光や風雨、海水にさらされる船体の厳しい環境に耐えうる施工方法が選定されているか。
- (3) 業スケジュールは、船舶の運航に支障を及ぼさず、無理なく適切に設定されているか。
- (4) 見積額は限られた予算の中で最大の効果を生む内容となっており、合理的且つ経済的であるか。

(著作権等)

第 12 条 著作権については、次のとおりとする。

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権及び使用権を村に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に 村 に承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、村の同意を得なければ著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することが出来ない。
- (3) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版などは全て村内での利用、或いは村が観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。

- (5) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産に関する一切の紛争については、訴訟費用も含め、すべて受託事業者において責任を負うものとする。
- (6) 本事業のデザインに関するあらゆる二次使用料（以下「二次使用料」という）は、一切発生しないこととする。
- (7) 著作者人格権については行使しないものとする。
- (8) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (9) 上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開ができない事が見込まれる場合においては協議するものとする。

(委託契約)

第 13 条 委託契約については、原則として第 1 位入選者と契約を行うものとするが、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議の上契約するものとする。

(瑕疵担保責任)

第 14 条 村への引渡し日から起算して 3 年の間、成果物に瑕疵がある時は、受託事業者は無償で当該成果物の補修を行うこと。

(その他留意事項)

第 15 条 前条までの規定に定めるもののほか、次の事項に留意すること。

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。
- (6) 審査内容及び経過については、公表しない。

(了)